令和８年横審第１号

裁　　決

漁船Ａ遊漁船Ｂ衝突事件

受　　審　　人　　a

職　　名　Ａ丸船長

操縦免許　小型船舶操縦士

受　　審　　人　　b

職　　名　Ｂ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ａの小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

受審人ｂを戒告する。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和７年２月１６日１４時２０分

千葉県木更津港北方沖合

２　船舶の要目

船　種　船　名　漁船Ａ　　遊漁船Ｂ

総 ト ン 数　６．６トン

登　　録　　長　１３．４８メートル　　９．７１メートル

機 関 の 種 類　ディーゼル機関　　電気点火機関

出　　力　７３キロワット　　１４７キロワット

３　事実の経過

Ａは、船体の中央に操舵室を配し、同室中央に舵輪を、その左舷側に機関遠隔操縦装置を、右舷側に魚群探知機と一体となったＧＰＳプロッター（以下「プロッター魚探」という。）及び別のＧＰＳプロッターをそれぞれ備えた小型機船底びき網漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、ａ受審人ほか１人が乗り組み、操業の目的で、船首０．２メートル船尾１．５メートルの喫水をもって、令和７年２月１６日０２時１５分木更津港の係留地を発し、旧江戸川河口南方沖合の漁場に向かった。

ａ受審人は、０５時３０分目的の漁場に到着して操業を行ったのち、１２時００分同漁場を発進して帰途に就き、プロッター魚探を作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操縦に当たり、漁獲物の選別作業が気になっていたことから、後方を振り返って船尾甲板の左舷側で同作業を行う乗組員に対して指示しながら東京湾を南下した。

ａ受審人は、１４時００分半僅か過ぎ東京湾東水路中央第１号灯標（以下「東水路１号灯標」という。）から０５１度（真方位、以下同じ。）１．１０海里の地点で、針路を１９５度に定め、７．０ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

１４時１８分僅か過ぎａ受審人は、東水路１号灯標から１６３．５度１．２５海里の地点に達したとき、右舷船首１２度１，４２０メートルのところにＢを視認することができ、その後同船が前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として

漁獲物の選別作業に気をとられ、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、ａ受審人は、Ｂの進路を避けることなく続航し、１４時２０分僅か前右舷船首至近に同船を認め、機関を全速力後進としたものの、効なく、１４時２０分東水路１号灯標から１６８度１．４５海里の地点において、Ａは、原針路、原速力のまま、その船首がＢの左舷船首部に前方から３２度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力２の南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Ｂは、船体の中央に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪を、その右前方にプロッター魚探を、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた総トン数５トン未満のＦＲＰ製遊漁船で、ｂ受審人が１人で乗り組み、釣り客３人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首０．２メートル船尾０．８メートルの喫水をもって、同日０７時００分千葉港葛南区の係留地を発し、東京国際空港Ｄ滑走路北東方沖合の釣り場に向かった。

ｂ受審人は、０８時００分目的の釣り場に到着し、移動を繰り返しながら遊漁を行わせ、１４時０８分頃木更津港北部の釣り場に至って遊漁を行ったものの、期待した釣果を得ることができず、帰港時刻の１６時３０分までまだ余裕があったことから、魚群を探索しながら移動することとし、１４時１２分半少し過ぎ東水路１号灯標から１９５度３．４４海里の地点を発進して直ちに針路を０３２度に定め、１８．０ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

ｂ受審人は、プロッター魚探を作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操縦に当たり、１４時１８分僅か過ぎ東水路１号灯標から１８０度１．９０海里の地点に達したとき、左舷船首５度１，４２０メー

トルのところにＡを視認することができ、その後同船が前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、同魚探の画面を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもなく続航した。

こうして、ｂ受審人は、同じ針路、速力で進行し、１４時２０分僅か前左舷船首至近にＡを認め、右舵一杯としたものの、及ばず、Ｂは、船首が０４７度を向いたとき、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Ａは、船首防舷材に破損等を、Ｂは、左舷船首部外板に破口を伴う亀裂等をそれぞれ生じ、Ｂ釣り客１人が左恥坐骨骨折等を負った。

（航法の適用）

本件は、木更津港北方沖合において、南下するＡと東行するＢとが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である海上交通安全法の適用海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

両船は、互いに視野の内にある航行中の動力船であり、進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近したもので、衝突のおそれが生じた後、両船に衝突を避けるための必要な動作をとる時間的、距離的余裕が十分にあったと認められることから、海上衝突予防法第１５条の横切り船の航法によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、木更津港北方沖合において、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、南下するＡが、見張り不十分で、

前路を左方に横切るＢの進路を避けなかったことによって発生したが、東行するＢが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

ａ受審人は、木更津港北方沖合において、同港に向けて南下する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁獲物の選別作業に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するＢに気付かず、同船の進路を避けることなく進行して衝突を招き、Ａ及びＢ両船それぞれに損傷を生じさせ、Ｂ釣り客１人を負傷させるに至った。

以上のａ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

ｂ受審人は、木更津港北方沖合において、魚群を探索しながら東行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、プロッター魚探の画面を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するＡに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行して同船と衝突する事態を招き、Ａ及びＢ両船それぞれに損傷を生じさせ、Ｂ釣り客１人を負傷させるに至った。

以上のｂ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年８月４日

横浜地方海難審判所

審 判 官　　桐　　井　　晋　　司